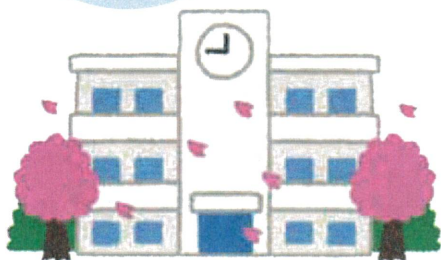


れいわ 令和 ねんど 8年度 しゅう 就 がく 学 えん 援 じょ 助 せい 制 ど 度



おおさかし けいざいてき こま かてい ほごしゃ かた
大阪市では、経済的に困られている家庭の保護者の方に、
がっこうきょうざいひ こうがいかつどうひ えんじょ おこな
学校教材費・校外活動費などの援助を行っています。

えんじょ う どんな援助が受けられるの？

く ぶん 区 分	にゅうがくじゅんびほじょきん 入学準備補助金 (定額) ※新1・7年生が対象	がっこうきょうざいひ 学校教材費 こうがいかつどうひ 校外活動費 (実費)	しゅうがくりょこうひ 修学旅行費 りんかん・りんかいがくしゅうひ 林間・臨海学習費 (実費)
しょうがっこう 小学校	57,060円 (令和7年度実績額) 	・計算ドリル代 ・副読本(教科ワークブック)代 ・遠足代 ・調理実習費  など	・宿泊費 ・交通費 ・入場見学費 ・旅行傷害保険料  など
ちゅうがっこう 中学校	63,000円 (令和7年度実績額) 	など	など

※ 上記以外に、給食費、通学費、医療費などがあります。

※ 入学準備補助金は、小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生が対象です。

また、認定日が4月2日以降の場合や他制度により同趣旨の経費が支給されている場合は対象外です。

※ 実費の詳細については、お子さまの通っている学校へお問合せをお願いします。

※ 費目・金額等は令和7年度の実績です。今後変更される場合がございます。

ひと たいしょう どんな人が対象となるの？

- ・ 市民税が非課税の方
 - ・ 児童扶養手当の支給を受けている方
 - ・ 経済的に困っており、所得基準額以下の方
 - ・ 国民年金保険料を減免された方
 - ・ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方
 - ・ 生活保護を受けている方
- など

しんせい どのようにして申請するの？

えんじょ きぼう かた べっと はいふ しんせいしよ ひつようじこう きにゅう ひつよう しよるい てんぷ
援助を希望される方は、別途、配布する申請書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して、
こ かよ しょう ちゅう ぎむきょういくがっこう ていしゆつ まいねんどしんせい ひつよう
お子さまの通われる小・中・義務教育学校に提出してください。毎年度申請が必要となります。

※ 年度当初から制度を利用いただくための申請期限は **令和8年6月30日(火曜日)まで**

※ 制度の詳細については、別途、配布する「令和8年度就学援助制度のお知らせ」
または、右側のQRコードから大阪市ホームページにてご確認ください。



うら らん
(裏をご覧ください)

しつもん ～よくあるご質問～



Q1 ^{にゅうがくじゅんびほじょきん} 入学準備補助金は、^{ほごしゃ} 保護者に ^{ちよくせつしきゅう} 直接支給されるのですか？

A1 ^{にゅうがくじゅんびほじょきん} 入学準備補助金は、^{ほごしゃ} 保護者に ^{ちよくせつしきゅう} 直接支給します。
その他の学校教材費などは、^{ほごしゃ} 保護者の ^{どうい} 同意に ^{もと} 基づき、^{がっこうちようしゅうきん} 学校徴収金（^{じどうひ} 児童費・^{せいとひかいけい} 生徒費会計）
に充てますので ^{ほごしゃ} 保護者への ^{しきゅう} 支給はありません。
ただし、^{にんていけつ} 認定結果の ^{つうちまえ} 通知前に ^{しはら} お支払いいただいた ^{きんがく} 金額は、^{にんていご} 認定後にお返しします。

Q2 ^{しゅうがくえんじょ} 就学援助を受けていることを ^た 他の ^{かてい} 家庭に ^し 知られませんか？

A2 ^{しんさけつ} 審査結果の ^{つうち} 通知は、^{きょういくいんかい} 教育委員会から ^{しんせいしよ} 申請書に ^{きさい} 記載いただいた ^{じゅうしよあ} 住所宛てに ^{ほごしゃ} 保護者の方へ ^{かた} 郵送 ^{ゆうそう}
します。申請書を提出したこと、^{しんせいしよ} 認定や ^{ていしゅつ} 受給についても ^{にんてい} 他の人には ^{じゅきゅう} 知られないよう ^{じゅうぶんはいりよ} 十分配慮
しております。

Q3 「きょうだい」がいますが、^{しんせい} 申請は ^{ひつよう} それぞれに必要ですか？

A3 「きょうだい」が ^{おな} 同じ ^{しやう} 小・^{ちゅう} 中・^{きむきやういくがっこう} 義務教育学校にお通いの場合は、^{かよ} まとめて ^{ばあい} ご申請 ^{しんせい} いただけます。
^{べつ} 別の ^{がっこう} 学校に ^{つうがく} 通学される ^{ばあい} 場合、^{がっこう} 学校ごとに ^{しんせい} 申請 ^{ひつよう} が必要です。

Q4 ^{さくねん} 昨年の ^{しやうにゅう} 収入は ^{おお} 多かったのですが、^{いま} 今は ^{しつぎやうちゅう} 失業者で ^{こま} 困っています。どうしたらいいですか？

A4 ^{げんそく} 原則、^{れいわ} 令和7年中の ^{ねんちゅう} 所得で ^{しよとく} 審査 ^{しんさ} しますが、^{しゅ} 主たる ^{せいけいいいじしや} 生計維持者が ^{しつぎやう} 失業（^{じこつごう} 自己都合は ^{のぞ} 除く）や
^{しやうびやう} 傷病などにより ^{しゅうにゅう} 収入が ^{げんしやう} 減少した場合は、^{ばあい} 令和8年中の ^{れいわ} 見込所得により ^{ねんちゅう} 審査 ^{みこみしよとく} することが
^{しんさ} できます。^{しやうさい} 詳細については、^{がっこう} 学校または ^{かき} 下記のお問合せ先まで ^{といあわ} ご相談 ^{さき} ください。

【お問い合わせ先】

^{おおさかしきやういくいんかいじむきよく} 大阪市教育委員会事務局 ^{がっこうえんいしえん} 学校運営支援センター ^{じむかんりたんとく} 事務管理担当（^{しゅうがくしえん} 就学支援グループ）
^{でんわ} 電話 06-6115-7653 ^{ファックス} ファックス 06-6115-8170